



島教協

《 子どもたちのより良き成長のために 》  
**情 報**

http://www.kyougikai.org

E-mail  
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.717

**令和元年島根県人事委員会の報告と勧告****6年連続で月例給、ボーナス引き上げを勧告**

島根県人事委員会は、令和元年10月17日島根県議会と島根県知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間給与が職員給与を上回っていました。このため、月例給については、この較差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。特別給についても、民間が職員を上回ったことから、引上げを行うこととしました。

(「職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって」より引用)

**1 報告・勧告のポイント**

職員給与水準と県内民間給与水準を均衡させるため、月例給・特別給ともに引上げ

- 月例給の引上げ (0.11%)
- 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ (0.05月分)

※関係する部分を掲載します

**3 本年の給与改定(勧告事項)**

- (1) 月例給 (県内民間給与水準と均衡するよう給料表の引上げ)  
(2) 期末・勤勉手当 (県内民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月→4.15月)

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
	勤勉手当	0.850月(支給済み)	0.900月(現行0.850月)
令和2年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.875月	0.875月

- (3) 実施時期 月例給の改定は、平成31年4月1日  
勤勉手当の改定は、令和元年12月1日

**4 その他の給与上の課題**

- (2) 教育職員の給与  
「部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、適切な手当の見直しについて検討する必要がある

**5 人事管理上の課題**

- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進

ア 時間外勤務の是正

(イ) 教職員の負担軽減の推進

「教職員の働き方改革プラン」や「部活動の在り方に関する方針」で示した具体的な取組を遅滞なく推進するとともに、数値目標の達成に向け、取組の効果を検証し、必要な見直しと改善を行い、実効性のある対策を進めていく必要がある

(裏面に続く)

島教協は、今回の勧告に先立ち、島根県人事委員会に対して教職員の給与や勤務条件の改善のための要望を行いました（下記の島根県人事委員会への要望報告を参照してください）。

今回島根県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」には、私たちが要望した内容が多く取り入れられています。

6年連続で月例給与と特別給与を引き上げる勧告が出されました。

なお、月例給与が引き上げられましたが、大卒の教員初任給である中小教育職2-13号給で1,710円引き上げられ、2-67号給201円引き上げまで順次引き上げ額が減少し、2-68号給より上位の号給は引き上げはありません。

島根県人事委員会からの勧告は、即決定ではありません。

島根県教育委員会はこの勧告を受けて、その取扱いについて職員団体に提示を行います。

給与面は、島根県知事は県職員（教職員を含む）の給与改定の案を作り、島根県議会で決定されて初めて給与改定となります。

なお、負担軽減に向けては、島根県教育委員会が具体策を検討し進められることとなります。

島教協は、11月19日に島根県教委に対し、「教職員が、子どもたちのより良き成長のための職務に専念できる環境の整備」を重点要望にして、交渉を行います。

交渉の結果は、後日島教協情報でお知らせします。

## 令和元年島根県人事委員会要望

令和元年9月27日、島教協は、教職員の給与や勤務条件の改善のために、島根県人事委員会へ2項目の要望を行いました。

島根県人事委員会からは、平谷事務局長、舟木企画課長、石田任用GL、新宮給与GLが出席、島教協からは、吉田会長、岡事務局長、高橋事務局次長が参加しました。

島教協から、学校や教職員の現状を訴え理解を求めました。

### 1 教育専門職にふさわしい給与勧告について

- ①令和元年人事院勧告に準じ、引き上げられること
- ②55歳を超える教職員の昇給停止を撤廃するとともに、高齢層の給与を改善し職責に応じた支給をすること
- ③教育職員の給与表を5級制にすること

### 2 教職員の負担感・多忙感の解消に向けて

- ①時間外勤務が縮減されること
- ②健康管理のためのメンタルヘルス対策について
- ③定数改善により教職員の増員が図られること

（県人）今回働き方改革プランが策定されて対外的に表明され方策も示されたことについては一定の評価をしている。そして実効性の示した数値目標を達成するという視点で厳しく見ていきたいと思っている。

ストレスチェックでまず本人のセルフケアと、管理監督者はその結果としてのレポートをふまえてのラインケア、予防策を徹底して行っていただきたいと思っている。

定数改善は、時間外勤務の縮減と密接なリンクという視点で関心をもっている。あらかじめ予定されている産休や育休の補充については、計画的にしっかりと任命権者に対応してもらいたいと思っている。

（県人）高齢層の教員には主任等の職責が恒常的にあてがわれているという背景は承っていききたいが、給与制度の総合的な見直しの中で、若年層に配分をし直すことで若い人の人材確保につながっているということを理解していただきたい。

主幹教諭という新たな職務職責のポストができたことに対して、特2級を措置した。例えば組織運営上、主幹教諭をすべての学校に置くということ、またこの特2級を経験しなければ3級になれないということになれば、県教育委員会から再検討の要請があると思っている。

## 島教協相互援助規定のご紹介

- ① 結婚祝金の給付 5,000円
- ② 出産祝金の給付 5,000円
- ③ 永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④ 病氣見舞金の給付 5,000円  
(傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤ 災害見舞金の給付  
(住宅又は家財の損害を受けたとき程度に応じて)
- ⑥ 死亡弔慰金  
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、  
ご本人または学校代表は、  
事務局まで連絡をお願いします。  
(電話0853-22-7762)

歓迎！新規加入  
この度、5名の方が島教協の仲間に加わってくださいました。よりよい教育環境をめざす島教協の仲間と固く手を取り合って、ともに健全な教育実践に邁進していきましよう。  
また、更なる会員増加のために、各学校・幼稚園で声をかけていきましよう。



渡部僚太さん（出雲市・塩冶小）  
神田克哉さん（出雲市・塩冶小）  
佐々木絵理さん（出雲市・塩冶小）  
荒木宏人さん（出雲市・塩冶小）  
山本直子さん（出雲市・塩冶小）